

湖周行政事務組合罹災ごみの搬入に関する要綱

平成 30 年 11 月 1 日

告示第 4 号

改正 令和 3 年 3 月 23 日告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、罹災^りごみを諏訪湖周クリーンセンター（以下「センター」という。）に搬入する際の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「罹災ごみ」とは、岡谷市、諏訪市及び下諏訪町（以下「組織市町」という。）内で発生した火災により生じた一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。別表において「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）（様式第 1 号において「火事跡ごみ」という。）又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の異常な自然現象（以下「自然災害」という。）により生じた一般廃棄物（様式第 1 号において「自然災害ごみ」という。）であって、第 6 条に規定する搬入基準及び湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例施行規則（平成 28 年湖周行政事務組合規則第 2 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する受入基準に適合するものをいう。

(搬入の申請)

第 3 条 火災又は自然災害による被害を受けた住宅等（以下「被災住宅等」という。）の居住者は、罹災ごみをセンターに搬入しようとするときは、罹災ごみ搬入申請書（様式第 1 号）に罹災証明書（火災の場合にあつては火災による被害を受けた住宅等が所在する地域を管轄する消防署の長が、自然災害の場合にあつては自然災害による被害を受けた住宅等が所在する地域の組織市町の長が発行したもの）を添付して湖周行政事務組合長（以下「組合長」という。）に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、被災住宅等が所在する地域の組織市町の長に提出する。
- 3 第 1 項の規定による申請は、組合長が特に必要と認める場合は、代理人がこれを行うことができる。

(搬入の決定)

第 4 条 組合長は、前条に規定する申請があつたときは、申請の内容を審査して罹災ごみの搬入の可否を決定し、罹災ごみ搬入決定書（様式第 2 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項による決定を受けたものは、被災住宅等が所在する地域の組織市町の職員の立会いの下に、罹災ごみの実地調査を行った後でなければ、搬入することができない。

(減免の申請及び決定)

第 5 条 被災住宅等の居住者は、湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する

条例（平成２８年湖周行政事務組合条例第１号）第１０条の規定により罹災ごみの処理に係る手数料の減免を受けるときは、規則第８条第２項に規定する手数料減免申請書により組合長に申請しなければならない。

- ２ 組合長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査して手数料の減免の可否を決定し、規則第８条第１項に規定する手数料減免決定書により当該申請をした者に通知するものとする。

（搬入基準）

第６条 罹災ごみの受入れ基準は、規則第３条に定める受入基準のほか、別表に定めるとおりとする。

（承認の取消し）

第７条 組合長は、搬入の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、罹災ごみの搬入の承認を取り消すことができる。

- （１） 虚偽の申請その他不正な行為があったと認められるとき。
- （２） 関係法令に違反したとき。
- （３） 前条の搬入基準を満たさないとき。

（補則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、罹災ごみをセンターに搬入する際の手続に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成３０年１１月１日から施行する。

（経過措置）

本告示は、平成３０年１１月１日以降に発生した火災又は自然災害から適用する。

附 則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第 6 条関係）

搬入可能物	法第 6 条第 1 項の規定により組織市町が定める一般廃棄物の処理計画に規定する可燃物に限る。 大型可燃物は、長さ 200cm、幅 120cm、厚さ 5cm(直径 25cm)以下とする。
搬入禁止物	(1) 建築構造物 瓦、がれき、壁土、鉄骨、トタン、土砂、ブロック、タイル等 (2) 危険物及び処理困難物 釘やちょうつがいなど金属が付いたままの可燃物、ガラス製品、家電製品、タイヤ、灰その他処理施設の運転管理に支障を来すおそれのあるもの。

罹災ごみ搬入申請書

年 月 日

（宛先）
湖周行政事務組合
組合長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり罹災ごみを搬入したいので、湖周行政事務組合罹災ごみの搬入に関する要綱第 3 条により申請します。

罹災ごみの種類	火事跡ごみ ・ 自然災害ごみ
罹災ごみの発生した場所 （住所）	
排出量	kg
罹災ごみの運搬方法	1 自家用車(t車) 2 一般廃棄物収集運搬業者(業者名) 3 その他()
搬入車両のナンバー	
立会希望日	年 月 日 (曜日)
連絡責任者	電話 ()

罹災ごみ搬入決定書

年 月 日
様

湖周行政事務組合
組合長 印

年 月 日付けで申請のあった罹災ごみの搬入の申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

罹災ごみの種類	
搬入の可否	☐ 搬入を承認する ☐ 搬入を不承認とする
搬入の可否の理由	
搬入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	
遵守事項	(1) 搬入日については、事前に取り決めて組織市町に報告すること。 (2) 搬入は、上記期間内とし、搬入完了後に湖周行政事務組合に報告すること。 (3) 搬入車両は、原則として、2 トン車以下で 1 日 2 台以内とする。 (4) 搬入時間は、規則第 6 条に定める月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで又は土曜日の午前 8 時 30 分から午前 12 時までとする(年末年始を除く。) (5) 可燃物と不燃物とを必ず分別すること。 (6) ごみの投入に際しては、係員の指示に従うこと。